

平成 27 年 5 月 吉日

施設長 殿

一般社団法人 日本病院薬剤師会  
会 長 北 田 光 一  
(公印省略)

### 医薬品安全管理責任者等講習会への派遣依頼について

平成 19 年 4 月の改正医療法施行により、医薬品使用時の安全管理体制充実を目的に、すべての医療機関に「医薬品安全管理責任者」の設置が義務づけられました。医薬品安全管理責任者に対しては、医療安全管理者のように、診療報酬上の評価はなく、またそれに伴う講習の義務づけ等もありません。しかしながら、医薬品安全管理責任者の医療機関において果たすべき役割は極めて重く、昨年度は医療監視の対象として、医薬品安全管理責任者が手順書通りに業務が行われているかの点検を定期的に実施しているか否かの調査もなされております。

本会では、法改正以来、毎年「医薬品安全管理責任者」の責務を果たす上で必要とされる最新の知識を得ることができるよう講習会を開催しております。また、次世代の医薬品安全管理責任者を育てることも可能ならしめるため、講習会のタイトルを医薬品安全管理責任者等講習会としております。

本年も昨年同様、全国 9 ヶ所、10 回の講習会を開催いたします。その内容は、従来の厚労省、医薬品医療機器総合機構、医療安全対策委員会委員による講義の他に、副作用情報等が医療機関から集められた後に製薬企業でどのような対応が行われているのか、地域包括ケアで連携が必要となる保険薬局における医療安全体制に関する講義を加えることといたしました。行政、医療機関、薬局、製薬企業と正にオール薬剤師の体制で医薬品安全管理に関する最新の話題について講習会を行うこととなります。昨年度は 2 0 0 0 を超える施設から参加がありました。

貴施設の医薬品安全管理責任者（あるいは代理の者）の本講習会への参加について、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。